

Q&A

1. 洞爺湖有珠火山マイスターと他のガイドとはどのような関係ですか？

洞爺湖有珠火山マイスターの活動や存在が、他のボランティアガイドなどの活動を制限したり排除したりすることはありません。じっくり学びたい者や駆け足で見学したい者など、様々なニーズに合わせて、複数のガイドスタイルが地域に存在することは、むしろ、歓迎すべきことです。

今後は、洞爺湖有珠火山マイスターのPRに併せて他のガイド活動を紹介するなど、その違いや特徴をしっかりと説明していくことが大切になるでしょう。

2. 養成講座(フィールド活動(実地))で受講していない洞爺湖や有珠火山地域での活動に制限はありますか？

養成講座での受講内容が、洞爺湖有珠火山マイスターの活動範囲を制限することはありません。ただし、テキストや養成講座で網羅する内容は、あくまでも、獲得すべき技術・知識の一部に過ぎないことから、活動に際しては、事前調査をして自分なりのガイドシナリオを作成するなど準備に最善を尽くすことはもちろん、日頃から知識や技術を高めようとする向上心を持つことが求められています。

3. 資格に有効期限はありますか？

資格に有効期限は設けませんが、信用を著しく傷つける行為等により、洞爺湖有珠火山マイスターとして不適格であると認められるときは、認定審査委員会の意見を聴いて、認定を取り消すことがあります。

4. 洞爺湖有珠火山マイスターになると、観光ガイドの斡旋などをしてくれるのですか？

洞爺湖有珠火山マイスター制度は、ガイド活動を担保するものではありません。運営組織は、洞爺湖有珠火山マイスターの活動を、旅行エージェントや学校関係者に広く紹介するなどの活動環境づくりを行いますが、運営組織が直接的に観光ガイドの仲介、斡旋をすることは想定していません。

5. 活動に当たって、講師料やガイド料を徴収してもいいですか？

洞爺湖有珠火山マイスターの制度に講師料やガイド料等に関する制限は設けていません。したがって、主催者との合意に基づく講師料の徴収や、観光客などからのガイド料の徴収は、洞爺湖有珠火山マイスターの判断で行うことができます。ただし、洞爺湖有珠火山マイスター制度の理念や目的を踏まえ、制度の信用を損なわないよう行動することは求められます。

6. 洞爺湖有珠火山マイスターは、緊急時に避難誘導などをするのですか？

緊急時の避難誘導に関することは、原則として行政が担いますので、洞爺湖有珠火山マイスターが避難

誘導の役割を担うことは想定していません。

火山と共生するためには、噴火時には被害者になりうる住民自身が自ら理解し行動できる力量をつけ、また、平時には温泉など火山の恵みを最大限活用していくことが大切です。そのためには、地域に暮らす人が有珠火山の特性を正しく理解しなければならないという考えに基づいて、地域の防災活動に対する助言・協力や、防災講演会などの講師として、噴火の記憶や災害を軽減する知恵などを語り継いでいく役割を期待しているものです。

用語解説等

運営組織

火山マイスター制度を運営する主体のことで、継続的な運営組織については、「第6. 運営体制を整える」で検討しているところです。平成20年度については、「第8. 平成20年度における制度の推進方針」のとおり、運営委員会が行うこととしています。

運営委員会

平成20年度における運営組織のことで、名称は、「洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会」です。火山に関する専門家や民間の活動団体、関係自治体など北海道胆振支庁長が委嘱する委員で構成し、制度検討のほか、平成20年度における養成講座の試行や洞爺湖有珠火山マイスターの認定などを行うこととしています。

認定審査委員会

「洞爺湖有珠火山マイスター」の認定審査などを行うため運営組織に設置する組織で、洞爺湖や有珠火山地域の自然や特性に精通し、現場を熟知している専門家で構成します。

平成20年度においては、運営委員会に設置し、名称は、「洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会」です。火山に関する専門家を中心に北海道胆振支庁長が委嘱する委員で構成し、制度の専門的な検討のほか、平成20年度における洞爺湖有珠火山マイスターの認定審査などを行うこととしています。

認定審査

洞爺湖有珠火山マイスターの認定を希望する者が、火山マイスターに求められる資質や知識、技能のレベルに達しているか判断するため行う審査です。認定審査の実施方法は、フィールド審査と面接審査とし、認定審査委員会の委員が行います。

養成講座等

洞爺湖や有珠火山に関する専門的知識などを学ぶための学習会で、座学と実地があります。運営委員会が主催する「主催講座」と、主催講座と同等と認められた他の団体が主催する「連携講座」があります。

詳しくは「第4. 洞爺湖や有珠火山について学ぶ場を設ける」のとおりです。

主催講座

運営組織が主催して実施する養成講座等です。この主催講座は、洞爺湖や有珠火山について学ぼうとする全ての人を受講対象で、年1回、春～夏頃の実施を目安としています。

連携講座

一定の条件を満たし、主催講座と同等と認められた他の団体が主催する地元の登山学習会や防災講演会などです。受講対象者や実施方法等は、連携講座の主催者が決めます。

【検討委員会開催状況】

第1回 平成19年8月7日（火）

第2回 平成20年1月21日（月）

第3回 平成20年3月17日（月）

【専門部会開催状況】

第1回 平成19年8月7日（火）

第2回 平成19年10月26日（金）

第3回 平成19年12月3日（月）

第4回 平成20年1月21日（月）

第5回 平成20年2月29日（金）

第6回 平成20年3月17日（月）

【検討委員会等の委員、検討状況】

<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/sesaku/kazanmaisuta.htm>